

(案)

## 令和4年度産業廃棄物実態調査フォローアップ調査業務委託契約書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、以下の条項により業務委託契約を締結する。

（委託業務の内容及び実施期間）

- 第1条 甲は、産業廃棄物実態調査フォローアップ調査業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、別冊仕様書に基づき、委託業務を実施するものとする。
- 3 委託業務の実施期間は、委託契約の日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

- 第2条 本委託業務の委託料は、¥ \_\_\_\_\_ 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥ \_\_\_\_\_ 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託業務料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

- 第3条 沖縄県財務規則第101条第2項第 \_\_\_\_\_ 号の規定に基づき、契約保証金は免除する。

（報告の聴取等）

- 第4条 甲は必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（委託業務完了報告書の提出等）

- 第5条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告書を審査した結果、必要があると認めた場合には、期日を定めて乙に補正させることができる。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とする。

（支払い）

- 第6条 甲は、前条第1項の報告書を審査した結果、その内容がこの契約の目的を達成していると認めたときは、乙の請求に基づき委託料を支払うものとする。

## (案)

### (履行遅延)

第7条 乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、乙の遅延日数に応じ、契約金額に対し年 2.5%の割合で計算した額とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利義務について、第三者に譲渡又は継承、若しくは担保に供してはならない。

### (再委託)

第9条 委託業務の再委託を禁止する。ただし、複写、印刷及び製本業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。その場合、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に委託業務の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 乙が第1項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

### (秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の内容並びに委託業務の処理上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。ただし、甲乙協議の上、公表することを妨げない。

### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(3) この委託業務を継続する意志がないものと甲が認めたとき。

2 前項の場合において、乙は甲に対し、契約の解除によって受けた損害の補償を請求することができないものとする。

### (損害の負担)

第12条 委託業務の実施に際して生じた損害（第三者の及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

## (案)

### (無体財産権の帰属)

第 13 条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等の無体財産権は、甲に帰属する。

### (暴力団等の排除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前項に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

### (労働関係法令の遵守及び保存)

第 15 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

### (費用の負担)

第 16 条 この契約に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(案)

(疑義の解決)

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して生じた疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(消費税)

第 18 条 消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

(紛争の解決方法)

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

この契約締結の証として契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

氏 名 沖縄県知事 名

乙 住 所

氏 名